

平成 28 年度第 2 回（第 20 期第 4 回）文化財保護審議会 会議録

1. 日 時 平成 28 年 7 月 22 日（金）午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

2. 出席者

豊泉会長、白川副会長、和田委員、稲葉委員、坂本委員、小坂委員、
太田委員

3. あいさつ

会長あいさつ

4. 報告

（1）事業報告及び事業予定について（平成 28 年度）

・事務局より、平成 28 年 4 月から平成 28 年 7 月までの歴史民俗資料館及び古民家園の実施事業報告を、資料にそって説明。

（2）埋蔵文化財の調査について

・事務局より、平成 28 年 4 月から平成 28 年 7 月までの埋蔵文化財調査の事業報告について、資料にそって説明。

（3）市指定有形文化財「小林家住宅」茅葺屋根修理について

・事務局より、状況写真等を資料にそって説明。

小林家住宅の南東隅棟の茅が落ちかけた状態となり、簡易養生している。開園以来未改修で傷みが進む西面の屋根他の補修を計画し、補正予算を要求予定。

（委員）工事の日数はどのくらいかかるか。

（事務局）工事の担当課では工期を 5～6 か月とみている。

（事務局）開園以来未改修の南面の屋根について傷みが進行した時点で修繕を計画していきたい。

(4) 市指定史跡「柴崎分水」の現状変更許可申請について

- ・申請内容等、事務局より資料にそって説明。

J R 中央線の切り通しを渡る水路橋跨線樋の架け替え工事で場所を移して水路管を新設する。柴崎分水保存管理基準に従い、B 地区であるが公共性が極めて高い事業であり、許可した経緯を報告。

(事務局) 許可条件とは別に、要望を出すことは可能で、例えば現存の水路橋は開通当時の鉄道資材からできていることが想定され、文化財として一部提供いただくことなどが考えられる。この場で委員のご意見があればとりまとめたい。

(委員) 柴崎分水は地域の飲料・生活用水として使われてきたことに文化的な価値がある。暗渠の箇所が増えたが、保存管理基準は定めているが再度点検が必要な時期と考える。

(委員) 工事の主体はどこになるのか。

(事務局) 工事の主体は市だが、工事の進行管理施工を含め J R 東日本に委任していると聞いている。

(委員) 柴崎分水が流れていることを示す看板を増やしていただきたい。北へ向かい地形を昇る水路など、当時の土木技術の粋が込められている。学校教育で取り上げるなどしないと、認識が薄れ、やがて文化財としての意識が低下することが気がかりである。

(委員) 手洗い場がある箇所は開設当時の寄進者であり、満願寺などいくつかのお寺があったことから、水路橋ができる前から南や北へ複雑な堀割をした水路であったはず。旧家の付近や普濟寺近くの水路の変更もあったようだ。

文化財指定当時の流路、洗い場、法面の石積みが残る地点の

みを保護することに限定するのか、再検討しなくてはならないと思う。

(事務局) 相続など水路隣接地の処分が絡んでくると、現状では財産権の制約を課すまでの制限は難しい。まずは水路における実態を再確認し、保存保護策を検討していきたい。委員の皆様にも確認や調査に協力いただきたい。

(会長) 水路橋については案内板の件など要望が活かされる方向で事務局より働きかけをお願いしたい。

5. 議題

(1) 市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」現状変更許可申請について

- ・事務局より資料にそって説明。

(事務局) 神社記念事業の一環とした社殿改修に伴う現状変更。市指定文化財の神社本殿の改修工事を予定し、解体を行うまでの修理修復ではないと説明を受けている。

阿豆佐味天神社は平成元年3月刊行の『立川の神社調査報告書』のとおり建物調査を行っている。

神社からは将来への保存を図る目的で修理を進めていく計画で、市文化財保護条例第10条の規定に従い、許可等の専門的な見地から審議いただくことになる。また許可条件についてもあわせて確認したい。

なお市条例により市指定文化財の修理修復では、補助対象経費の半分までを上限とし、かつ予算の範囲内で補助金が交付できる規定がある。補助の対象とする範囲や種別は市指定文化財であるため、

都等の補助要領に準じた市の判断となる。

(委員) 市の補助対象事業として修理をすすめる場合は、指定文化財の公開、参拝に考慮した改修としてほしい。

(委員) 事前に本殿を拝観したが、前回の移築の際に補修が行われているようで、後補材が多く見られる着手前に記録調査が必要と考える。

(会長) 許可・不許可と許可条件については資料の案文をもとに次回の審議へ継続としたい。

(2) 市指定文化財の指定について

事務局より、「指定文化財候補リスト」及び「文化財調査票」に基づき、今後文化財指定手続きを進めたい旨を説明。

議題の候補リストから、事務局で文化財指定が可能なものを選定し、教育委員会から文化財指定の諮問を文化財保護審議会にはかることを確認する。

N o . 7 「立川氏文書（立川系図）」については現物を確認する。

5. 情報交換

省略

6. その他

・次回開催 平成28年10月28日（金）午後6時